

# 厚生労働大臣の定める揭示事項

(令和3年1月現在)

当院は保険医療機関の指定を受けています。

## 入院基本料に関する事項

当院は1日に（日勤、夜勤あわせて）入院患者 10 人に対して1人以上の看護職員を配置しています。また入院患者 25 人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

- ・朝9時～夕5時までは、看護職員1人当たりの受け持ちは5人以内です。  
看護補助職員1人当たりの受け持ちは8人以内です。
  - ・夕5時～深夜1時までは、看護職員1人当たりの受け持ちは10人以内です。
  - ・深夜1時～朝9時までは、看護職員1人当たりの受け持ちは10人以内です。
- ※当院は患者様の負担による付添看護は行っておりません。

## 九州厚生局長への届出事項

施設基準等に関する以下の届出を行っております

	受理番号	算定開始年月日
・一般病棟入院基本料 (急性期一般入院料4)	(一般入院) 第274号	令和 2年10月 1日
・診療録管理体制加算 2	(診療録2) 第 73号	令和元年12月 1日
・急性期看護補助体制加算 (25対1：看護補助者5割以上)	(急性看補) 第 33号	平成31年 4月 1日
・救急医療管理加算	(救急医療) 第 11号	令和 2年 4月 1日
・データ提出加算 1 ロ (医療法上の許可 病床数が200床未満)	(データ提) 第 62号	令和 2年 1月 1日
・入院時食事療養 (I) ※	(食) 第504号	平成31年 4月 1日
・神経学的検査	(神経) 第 42号	平成31年 4月 1日
・CT撮影及びMRI撮影	(C・M) 第220号	平成31年 4月 1日
・検査・画像情報提供加算及び 電子的診療情報評価料	(電情) 第103号	平成31年 4月 1日
・せん妄ハイリスク患者ケア加算	(せん妄ケア) 第3号	令和 2年 4月 1日
・医師事務作業補助体制加算 2 (40対1)	(事補2) 第 25号	令和 2年10月 1日
・酸素	(酸単) 第9177号	令和 2年 4月 1日

※当院は入院時食事療法 (I) の届出にかかる食事を提供しております。

管理栄養士によって管理された食事が適時 (夕食については午後6時以降)、適温で提供されます。